

議 案 第 3 号

専決処分の報告及び承認について

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年4月1日を施行日として地方税法等の一部を改正する法律が同年3月31日に公布されたことに伴い、平成30年度評価替えに基づく固定資産税等の負担調整措置等が講じられたほか、内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例措置等が設けられたことから、特に緊急を要すると認め、固定資産税及び都市計画税に係る課税の特例措置を延長し、及びこれらの税の減額に係る規定を整備するとともに、法人市民税に係る課税の控除に関する規定を設ける等するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成30年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

地方税法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税に係る課税の特例措置を延長し、及びこれらの税の減額に係る規定を整備するとともに、法人市民税に係る課税の控除に関する規定を設ける等するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第53条第3項」を「第53条第5項」に、「第56条」を「第56条第1項及び第4項」に、「及び第151条第2項」を「並びに第151条第2項」に改める。

第29条第3項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第49条中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第51条第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第51条第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第53条第7項中「第56条第2項」を「第56条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び政令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割

額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び政令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。第56条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 第53条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は政令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第56条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第56条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第54条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は政令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第56条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第56条に次の2項を加える。

5 第53条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りそ

の他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は政令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第56条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第56条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第54条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は政令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第56条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第69条第5項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第9条第1項中「第53条第3項」を「第53条第5項」に改め、同条第2項中「第56条」を「第56条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第10条第1項中「第56条に」を「第56条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第20条第2項中「前条」を「第19条」に改める。

附則第28条の2第1項、第2項第2号及び第4号、第3項並びに第5項第2号及び第4号中「市民税の」を削る。

附則第31条の見出し中「附則第15条第2項第1号」を「附則第15条第

2項第2号」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第5項を削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項から第14項までの規定を削り、第15項を第5項とし、第16項から第18項までを10項ずつ繰り上げ、同条第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第9項とする。

附則第32条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9号各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則

第7条第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第33条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第34条の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第35条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第36条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第38条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第44条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第48条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第50条の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第50条の2 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修

工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第51条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第52条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第54条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第57条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

附則第58条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「平成27年改正法附則第18条第1項」を「平成30年改正法附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第57条の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。）は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第56条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法

附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。